

鳥取県告示第 551 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は指定訪問看護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
はまはし眼科医院	境港市渡町2768-1	平成19年5月31日
ひだまりクリニック	米子市皆生温泉二丁目20-31	〃
山県整形外科医院	米子市旗ヶ崎一丁目5-6	〃
武田医院	西伯郡伯耆町溝口266-3	〃
二部診療所	西伯郡伯耆町二部1554-4	〃

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	廃止年月日
医療法人大淀会	米子市淀江町佐陀 2169	大淀会訪問看護ステーション	米子市淀江町佐陀 2169	平成19年5月 31日